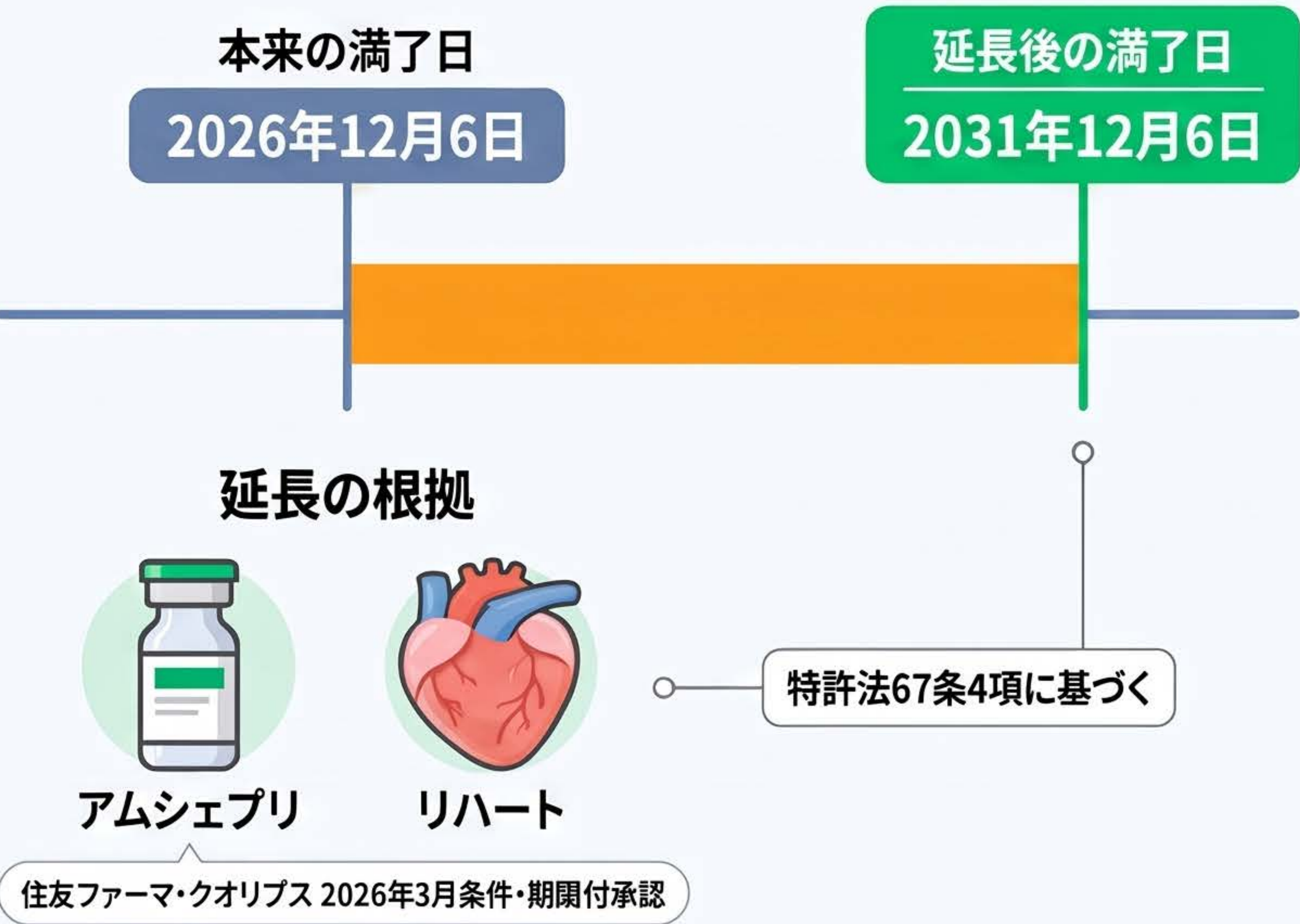


iPS細胞基本特許「5年延長」の事実と効力範囲

延長決定の概要と根拠



延長後の効力範囲と制限

☑ 効力が及ぶ「限定的」範囲

アムシェプリ

リハート

延長後の効力は承認された「2製品・その用途」のみに限定
承認用途に直結する製造・販売行為

☒ 効力が及ばない範囲と海外特許

効力範囲外

他疾患向け製品

研究用細胞

CDMO (受託製造)

基本特許の効力は及びません

海外の対応特許

承認製品がないため延長なし

🕒 2026～2027年頃に満了見込み

まとめ：日本の基本特許延長は「国内の特定2製品」に限られ、iPS技術全般や海外特許の独占が継続するわけではありません。